

第 2 2 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 2 7 日 (金)

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年3月27日(金) 午後1時30分から 2時05分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(1人)

6番 阿部 紹子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
第6	議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の作成について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 土地現況証明願いにつて
第8	議案第6号 農業委員会による最適化活動の目標設定について
第9	議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林	功	

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長 ただいまより第22回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん大変どうもご苦勞様でございました。
お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。最近はめっきり春らしくなりましたが、しばらく雨が降っておらず乾燥しきっている状況です。そういった中で本日、大成区で野火の火災が発生したとのことです。

会長 本日、午前中に町営牧場の委員会、その後、農業センター運営委員会に出席してまいりました。農業センターに関しましては、議会の予讃委員会で質疑がでていたようです。また、新たな試みでの色々な試験、生産者に対して開かれた運営をしていくとのことでまとまっておりました。

会長 本日は、議案第7号まで案件がございます。
慎重審議を進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
本日、6番阿部委員より欠席の届出がございました。
只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、14番小島委員、1番竹内委員を指名いたします。この指名は、第22回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和8年3月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。
番号4番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、現況地目は畑、面積が[REDACTED]㎡、解約の申出は、借主の[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、当該農地に住宅を新築するためでございます。
解約の日が古いものとなっておりますが、[REDACTED]さんの農業者年金に係る手続きに合意書が必要となるため改めて解約の手続きをしたものです。

事務局 資料2ページをご覧ください。
番号5番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、現況地目は田、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約の申出は、貸主の[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、当該農地貸借人へ贈与するためでございます。

事務局 資料3ページをご覧ください。
番号6番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計8筆、現況地目は畑、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約の申出は、借主の[REDACTED]さんからで、解約理由につきましては、労働力不足のためでございます。
こちらにつきましては、2月27日開催の第21回総会にて[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの賃貸借契約によって、[REDACTED]さんの方が手が回らないとのことで、こちらを解約するということです。解約した土地に関しましては、令和9年から[REDACTED]氏と賃貸借する予定です。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、
その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議
へ意見聴取する。
なお、北海道農業会議から許可相当の答申により、せたな町農業委員会
会長専決により許可を行う。
令和 8 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 6 ページをご覧ください。
番号 1 番。申請者が [REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED] さん。
転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、
地目は田、面積が [REDACTED] m²の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、農
業用倉庫の建設でございます。土地造成は [REDACTED] m²、建築面積は [REDACTED] m²
× [REDACTED] 棟で [REDACTED] m²でございます。転用事由につきましては、水田面積の拡大
に伴う倉庫の新設。転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきまし
ては、7 ページの図 1 のとおりでございます。
作業の計画として、令和 8 年は土地造成を行い、土地が落ちつく令和 9
年に倉庫を設置する予定とのことでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内の転用であり、既存の農
業倉庫が老朽化していることから、一昨年、昨年に建設した倉庫に隣接す
る用地に新たに農業用倉庫を建設するもので、効率的な経営につながるも
のであり、近隣の営農にも影響を与えないものと判断し、北海道農業会議
へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長

「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 7 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしく願いいたします。

事務局

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和 8 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。
番号 32・43 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 2 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026 年 4 月から 2029 年 4 月までの 3 年間、単価が 円、賃貸価格は 円、継続でございます。

事務局

資料 12 ページをご覧ください。
番号 32・44 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 16 筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は採草畑と転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026 年 4 月から 2029 年 4 月までの 3 年間、転作田の単価が 円、の採草畑につきましては単価

事務局 は ■円、その他の採草畑の単価は ■円、賃貸価格は ■円、継続
でございます。

事務局 資料 13 ページをご覧ください。

番号 32・45 番。利用権の設定等を受ける者、 ■、 ■
■さん。利用権の設定等をする者、 ■、 ■
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 ■、面積が
■㎡の内 ■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては
は賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4
月までの3年間、単価が ■円、賃貸価格は ■円、継続ござい
ます。

事務局 資料 14 ページをご覧ください。

番号 32・46 番。利用権の設定等を受ける者、 ■、
■さん。利用権の設定等をする者、 ■、 ■
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 ■、 ■、 ■、
■、 ■、 ■の計6筆、面積が合わせまして ■㎡、利用目的
は採草畑と転作田、こちらの契約につきましては賃借権ございまして、
期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、転作田の
単価が ■円、採草畑の単価は ■円、賃貸価格は ■円、継続
でございます。

事務局 資料 15 ページをご覧ください。

番号 32・47 番。利用権の設定等を受ける者、 ■、
■さん。利用権の設定等をする者、 ■、 ■
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 ■、 ■の
計2筆、面積が合わせまして ■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約
につきましては賃借権ございまして、期間につきましては、2026年4月
から2029年4月までの3年間、単価が ■円、賃貸価格は ■円、
継続でございます。

事務局 資料 16 ページをご覧ください。

番号 32・48 番。利用権の設定等を受ける者、 ■、 ■
■さん。利用権の設定等をする者、 ■、 ■
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、 ■、 ■、
■、 ■、 ■の計5筆、面積が合わせまして ■㎡、利用目的
は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権ございまして、期間につ
きましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が ■円、
賃貸価格は ■円、継続でございます。

事務局 資料 17 ページをご覧ください。

番号 33・49 番。利用権の設定等を受ける者、 ■、 ■、

事務局

さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計5筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が円、賃貸価格は円、継続でございます。

事務局

資料18ページをご覧ください。

番号34・50番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計12筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が円、賃貸価格は円、継続でございます。

事務局

資料19ページをご覧ください。

番号35・50番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計17筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が円、賃貸価格は円、継続でございます。

事務局

資料20ページをご覧ください。

番号36・51番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
の計5筆、面積が合わせまして m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が円、賃貸価格は円、新規でございます。

こちらは、以前耕作しておりましたさんが離農されるということで、新たにさんが耕作するとのことでございます。

事務局

資料21ページをご覧ください。

番号37・52番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計5筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料22ページをご覧ください。

番号38・53番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計19筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

資料23ページをご覧ください。

番号39・54番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計9筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2036年4月までの10年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料24ページをご覧ください。

番号40・55番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料25ページをご覧ください。

番号41・56番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑と転作田、こちらの契約につきましては使用貸借でございます、期間につきましては、2026年4月から2029年4月までの3年間、継続でございます。

事務局

資料 26 ページをご覧ください。

番号 42・57 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
の計 8 筆、面積が合わせまして
㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては使用賃借でございまして、期間につきましては、2026 年 4 月から 2029 年 4 月までの 3 年間、継続でございまして。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 9 ページをご覧ください。
土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 8 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 30 ページをご覧ください。
番号 1 番。所在につきましては、
、面積が
㎡、
公簿は畑、現況地目は原野、利用状況につきましては原野でございまして。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者は
、
さん、願出者は
、
さんでございまして。

2026 年 3 月 13 日に西川委員、松崎委員、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、31 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 2 番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況地目は原野、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2026 年 3 月 13 日に西川委員、松崎委員、原田会長と現地へ赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、32 ページの図 3 のとおりでございます。

事務局

番号 3 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況地目は畑、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は農業振興地域除外のためとなっております。願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2026 年 3 月 14 日に吉田委員、大口委員、小島代理、原田会長と現地へ赴き、農林水産課 [REDACTED] 主事のドローン操作で確認し、農地・農地採草放牧地であることを確認しております。場所につきましては、33 ページの図 4 のとおりでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について】

議長

【日程第 8 議案第 6 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について】を議題と致します。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 11 ページをご覧ください。
議案第 6 号 農業委員会による最適化活動の目標設定について
農業委員会等に関する法律第 7 条に基づく、せたな町農業委員会「令和 8 年度最適化活動の目標の設定」について議決を求める。
令和 8 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 34 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、毎年目標を設定し、北海道および北海道農業会

事務局

議へ報告することとなっております。

資料 34 ページに農業委員会の現在の体制、資料 35・36 ページに最適化活動の目標を載せております。目標の数値に関しましては、昨年と同様の数値とさせて頂きました。内容につきましては記載の通りですので説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長

「日程第 9 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画案について。

農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。

また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。

令和 8 年 3 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 1 ページをご覧ください。

番号 58・59 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、
、
、
、
、
の計 8 筆、面積が合わせまして
㎡、利用目的は転作田と採草畑、こちらの契約は賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 4 月から 2029 年 4 月までの 3 年間、転作田の単価が 円、採草畑の単価は 円、賃貸価格が 円、継続で
ございます。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18

議長

はい。説明が終わりました。
議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第22回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 4 月 30 日

会議録署名委員

14番 小島敏人

1番 竹内厚子

議長 原田喜博